

404 介護予防居宅療養管理指導費

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
麻薬管理指導加算 (薬剤師が行う場合)	○		加算 1回につき 100単位	疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤(平成27年厚生労働省告示第94号)の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ただし、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。 ＜平成27年厚生労働省告示第94号80＞ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬
特別地域居宅療養管理指導加算	○		加算 1回につき 15/100	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。
中山間地域等における 小規模事業所加算	○		加算 1回につき 10/100	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。 ＜平成27年厚生労働省告示第96号71の2＞ 一月当たり延訪問回数が50回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	○		加算 1回につき 5/100	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第73条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者及び居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者に対して情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。